

令和3年

第2回市議会定例会 議案第6号

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25
年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、
職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言
動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業
環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を
講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用
者に対する処遇を継続的に行うための、および非常時の体制で早期の
業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定
し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するととも
に、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ
て業務継続計画の変更を行うものとする。

第9条第3項中「前2項」を「第1項および第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第2項中「感染症」の後ろに「または食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第19条第2項（第27条、第33条および第39条において準用する場合を含

む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等の運営の基準に関する規定を整備するため